

ゲノム編集飼料の事前相談様式の作成に当たって

食品安全の観点からの手続（「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」（令和元年9月19日付け生食発0919第3号）（以下「食品取扱要領」という。））又は生物多様性影響の観点からの手続（「農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の生物多様性影響に関する情報提供等の具体的な手続について」（令和元年10月9日付け元消安第2743号）（以下「生物利用通知」という。））の様式と共通の内容を記載する該当項目や留意事項を整理しましたので、ご活用ください。

共通する内容を記載する項目

飼料取扱要領（様式別紙1-1）の項目	食品取扱要領（様式別紙1-1）の項目	生物利用通知（様式第1）の項目
①開発した飼料の品目・品種名及び概要 （利用方法及び利用目的）	①開発した食品の品目・品種名及び概要 （利用方法及び利用目的）	1. ゲノム編集技術の利用により得られた生物の名称及び概要 ^{※1}
②利用したゲノム編集技術の方法及び遺伝子改変の内容	②利用したゲノム編集技術の方法及び改変の内容	6. 改変したゲノム編集の方法 ^{※2}
		7. 改変した遺伝子及び当該遺伝子の機能 ^{※3}
		8. 当該改変により付与された形質の変化 ^{※4}
③外来遺伝子及びその一部の残存の確認に関する情報	③外来遺伝子及びその一部の残存の確認に関する情報	4. カルタヘナ法第2条第2項第1号の細胞外において核酸を加工する技術の利用により得られた核酸又はその複製物を有していないことが確認された生物であること ^{※5}

※1 品目・品種名については、その品目・品種を特定できる情報及び系統名を提示されていること。また、系統名のみによる提示も可とする。

※2 利用したゲノム編集技術の種類と実際に行った操作を記載されていること。

※3 標的遺伝子の名称及びその機能を明記されていること。

※4 育種選抜過程の適切な段階で目的とする標的遺伝子への変化とそれに基づく形質の変化が得られていることを確認し、記載されていること。目的とする標的遺伝子への変化については、シーケンサー等を用いて確認されていること。形質の変化については、開発者等が選定した方法により個別具体的に確認されていること。

※5 外来遺伝子を導入し、その後に除去した場合は、外来遺伝子及びその一部の残存がないことを、適切な手法により確認されていること。